



平成 24 年 2 月 6 日

各 位

会 社 名：ユニチカ株式会社  
代表者名：代表取締役社長 安江 健治  
（コード：3103 東証第一部、大証第一部）  
問合せ先：I R 広報グループ長 松山 裕  
（ T E L：06-6281-5695）

会 社 名：テラボウ（寺田紡績株式会社）  
代表者名：代表取締役社長 大瀨 二三夫  
（コード：3128 大証第二部）  
問合せ先：管理部長 川崎 康雄  
（ T E L：072-431-2424）

## ユニチカ株式会社による寺田紡績株式会社の株式交換による 完全子会社化に関するお知らせ

ユニチカ株式会社（以下「ユニチカ」といいます。）及び寺田紡績株式会社（以下「寺田紡績」といいます。）は、本日開催の両社取締役会において、ユニチカを株式交換完全親会社、寺田紡績を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することにつき決議し、本日両社間で株式交換契約を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本株式交換は、寺田紡績については、平成 24 年 3 月 29 日に開催予定の寺田紡績の臨時株主総会において本株式交換の承認を受けたうえで、ユニチカについては、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会による承認を受けずに、平成 24 年 5 月 1 日を効力発生日として行われる予定です。

また、本株式交換の効力発生日（平成 24 年 5 月 1 日（予定））に先立つ平成 24 年 4 月 25 日に、寺田紡績の株式は株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）において上場廃止（最終売買日は平成 24 年 4 月 24 日）となる予定です。

### 記

#### 1. 株式交換による完全子会社化の目的

##### (1) 株式交換に至る経緯及び株式交換の目的

ユニチカグループは、ユニチカ、及び子会社 53 社、関連会社 2 社で構成されている企業グループであり、主に、プラスチックフィルム、樹脂・樹脂製品、不織布の製造・販売を行っている「高分子事業」、ガラス繊維製品、ガラスビーズ、活性炭繊維、アモルファス金属繊維、フェノール系熱硬化性樹脂（ユニベックス）等の製造・販売を行っている「機能材事業」、各種繊維（糸・綿・織編物等）の製造・販売を行っている「繊維事業」の 3 分野にわたり事業活動を営んでおります。また、ユニチカグループは、平成 21 年度よりスタートいたしましたグループ中期経営計画

「改革'11」において、不採算事業の再構築、固定費の削減等の構造改革を推し進める一方、主力事業である高分子事業を中心に、成長分野への経営資源の集中を図ってまいりました。

一方、寺田紡績は、昭和 43 年にユニチカ（旧ニチボー株式会社）の系列企業となり、現在ユニチカグループが議決権の 77.1%を保有するユニチカの連結子会社であり、プラスチック・化成品の製造・販売を行う「化成事業」（具体的には、ユニチカからの樹脂受託事業、リサイクルコンパウンド品を扱う自社コンパウンド事業を主とする「コンパウンド事業」に加え、コンパウンド樹脂をシーティング加工する「シート事業」、更にはシーティング加工の工程を経てプレス加工を行う「プレス事業」を三本柱として、一貫した生産体制による事業を展開しております。）及び、贈答品向け機能性タオル等の企画製造販売を行う「製品事業」を行ってまいりましたが、ユニチカグループの進める「改革'11」の方針に則り、事業の選択と集中の推進の中で、平成 22 年 9 月、不採算事業である「製品事業」の事業譲渡を意思決定し、平成 22 年 12 月末に譲渡を完了いたしました。

ユニチカ及び寺田紡績の両社は、上記事業譲渡の完了により、寺田紡績の事業がユニチカグループの主力事業である高分子事業に位置付けられる「化成事業」のみとなったことに加え、昨今の樹脂製品を取り巻く業界環境が一層厳しさを増していること、及び寺田紡績の生産数量におけるユニチカに対する供給数量が 6 割を超えていること、等を鑑み、樹脂事業において両社の連携を一層密にして、ユニチカグループの樹脂加工における効率化を図ることを目的として、両社間で、ユニチカによる寺田紡績の株式交換による完全子会社化に関する協議を重ねてまいりました。その結果、今後は、寺田紡績を含めたユニチカグループの戦略的一体性・機動性をさらに高め、グループ内の経営資源の有効活用を図ることが必要であるとの両社の考えが一致し、グループ全体のさらなる発展を総合的に検討した結果、寺田紡績をユニチカの完全子会社とする方針を両社協議のうえ決定し、本日両社間で株式交換契約を締結いたしました。

本株式交換により多様化・高度化するお客様のニーズにこれまで以上に総合的かつ機動的にお応えすることで、両社の企業価値向上を図り、ユニチカ株式を所有することになる寺田紡績の株主の皆様を含め、ユニチカグループとしての中長期的な成長戦略を確実に実行し、株主の皆様のご期待に応えていきたいと考えております。

なお、完全子会社化による寺田紡績の具体的なメリットといたしましては、ユニチカとの協業による樹脂事業における技術力・開発力の向上、あるいはユニチカからの国際化に対応できる人材の受け入れ等により、企業の競争力が一段と強化されることなどが挙げられます。これらのことから、本株式交換により寺田紡績の企業価値の向上が図られ、引いては、ユニチカグループ全体の企業価値向上が図れるものと考えております。

## (2) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日である平成 24 年 5 月 1 日をもって寺田紡績はユニチカの完全子会社となり、完全子会社となる寺田紡績の普通株式は、大阪証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て、平成 24 年 4 月 25 日に上場廃止（最終売買日は平成 24 年 4 月 24 日）となる予定です。上場廃止後は大阪証券取引所において寺田紡績株式を取引することはできません。

なお、寺田紡績の株主の皆様に対しては、本株式交換契約に従い、ユニチカの株式が割当てられます。

## (3) 上場廃止を目的とする理由及び代替措置の検討状況

本株式交換は、上記のとおり、寺田紡績をユニチカの完全子会社とすることによって、ユニチカ及び寺田紡績の事業基盤をより強固なものにすることを実現していくためのものです。本株式交換は、グループ内の経営資源の有効活用を図り、両社の企業価値向上を目的とするものであり、寺田紡績の普通株式の上場廃止自体を直接の目的とするものではありませんが、本株式交換が行われた場合には、寺田紡績の普通株式は上場廃止となる予定です。

しかしながら、本株式交換の対価であるユニチカの普通株式は東京証券取引所及び大阪証券取

引所に上場されておりますので、寺田紡績の株式を 685 株以上保有し本株式交換によりユニチカの株式の単元株式数である 1,000 株以上のユニチカの株式の割当てを受ける寺田紡績の株主の皆様に対しては、本株式交換後においても、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、685 株未満の寺田紡績の株式を保有する寺田紡績の株主の皆様には、ユニチカの株式の単元株式数である 1,000 株に満たないユニチカの株式が割当てられます。単元未満株式の取扱いについては、2. (3) (注2)をご参照ください。

また、寺田紡績の株主の皆様は、最終売買日である平成 24 年 4 月 24 日(予定)までは、大阪証券取引所において、その保有する株式を従来通り取引ができるほか、会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

#### (4) 公正性を担保するための措置

ユニチカグループは、既に寺田紡績の総株主の議決権の 77.1%を保有していることから、本株式交換の株式交換比率の公正性・妥当性を担保するための措置として、下記 2.(4) の記載の通り、両社はそれぞれ別個に独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関から取得した株式交換比率算定書の算定結果等を踏まえ、両社間で慎重な交渉・協議を行い、その結果合意された株式交換比率により、本株式交換の交換比率を決定いたしました。

なお、両社は、いずれも、各第三者算定機関から公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

また、本件株式交換の法務アドバイザーとして、ユニチカは弁護士法人中央総合法律事務所を、寺田紡績は弁護士法人本町中央法律事務所を選任し、それぞれ本件株式交換の適切な手続き及び対応等について法的な観点からの助言を受けております。

#### (5) 利益相反を回避するための措置

寺田紡績の取締役のうち、注連浩行氏はユニチカの実務取締役を兼任しているため、利益相反を回避する観点から、ユニチカとの本株式交換についての協議及び交渉には参加しておらず、寺田紡績の取締役会における本株式交換に関する審議及び決議には参加しておりません。また、寺田紡績の実務取締役のうち、永田直彦氏及び府川徳男氏は、ユニチカの役員(なお、永田直彦氏はユニチカの執行役員です。)を兼任しているため、同じく利益相反を回避する観点から、ユニチカとの本株式交換についての協議及び交渉には参加しておらず、寺田紡績の取締役会における本株式交換に関する審議及び決議には参加しておりません。並びに、寺田紡績の監査役のうち、小野塚仁氏は、ユニチカの役員を兼任し且つ本株式交換においてユニチカ側の実務を担当しているため、同じく利益相反を回避する観点から、ユニチカとの本株式交換についての協議及び交渉には参加しておらず、寺田紡績の取締役会における本株式交換に関する審議には参加しておりません。当該取締役会においては、注連浩行氏、永田直彦氏及び府川徳男氏を除く寺田紡績の実務取締役、小野塚仁氏を除く監査役全員が出席し、出席取締役が本株式交換契約の締結を決議し、又審議に参加した監査役はいずれも、本株式交換契約を締結することについて異議がない旨の意見を表明しております。また、当該取締役会においては、出席取締役が代表取締役大瀨二三夫氏 1 名であるため、大瀨二三夫氏による恣意的な意思決定を防止する観点から、当該取締役会の決議の後に、寺田紡績の実務取締役全員、監査役全員が出席し、当該取締役会決議についての追認決議を行い、取締役全員、監査役全員が、当該取締役会の決議内容に異議が無い旨の意見を表明しております。なお、ユニチカの実務取締役のうち、注連浩行氏は寺田紡績の実務取締役を兼任しているため、利益相反を回避する観点から、寺田紡績との本株式交換についての協議及び交渉には参加しておらず、ユニチカの実務取締役会における本株式交換に関する審議及び決議には参加しておりません。

また、寺田紡績の実務取締役会は、本株式交換が寺田紡績の少数株主にとって不利益な条件のもとで行われることを防止するため、支配株主であるユニチカとの間で利害関係を有しない独立した外部の有識者である、浦田和栄氏(弁護士、弁護士法人関西法律特許事務所)、廣政純一郎氏(弁護士、摂津総合法律事務所)、新川大祐氏(税理士、公認会計士、北斗税理士法人)の 3 名によ

て構成される第三者委員会（以下「第三者委員会」と言います。）を設置し、本株式交換を検討するにあたって、第三者委員会に対し、  
・本株式交換に関する寺田紡績の手続きが適法かつ公正なものといえるか、  
・本株式交換における株式交換比率が公正かつ妥当なものといえるか、  
・本株式交換についての決議を寺田紡績の取締役会において行うことが適法かつ公正妥当なものといえるか、  
・本株式交換に際して寺田紡績の株主に対する利益保護が必要かつ十分に行われているといえるか、等を諮問しました。

第三者委員会は、平成 23 年 11 月 29 日から平成 24 年 2 月 3 日までに、会合を合計 5 回開催した他、必要に応じて随時協議を行うなどして、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。第三者委員会は、かかる検討にあたり、寺田紡績が株式交換比率の算定を依頼した第三者算定機関である株式会社 yenbridge が、寺田紡績に対して提出した株式交換比率算定書を入手しその算定結果を参考にするとともに、本株式交換を行う背景ないし目的、並びに本株式交換が寺田紡績の企業価値に与える影響についての考え方、寺田紡績における本株式交換の条件を検討・交渉する体制等、寺田紡績が本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するためにとる措置、寺田紡績の少数株主の利益保護の観点から、ユニチカとの利益相反を回避するための措置として、法務アドバイザーである弁護士法人本町中央法律事務所から助言を受けた内容、並びに当該回避するための措置として実施するものの内容について、寺田紡績から説明を受けております。又、第三者委員会は、本株式交換を行う背景ないし目的、並びに本株式交換がユニチカ、及び寺田紡績の企業価値に与える影響についての考え方、ユニチカにおける本株式交換の条件を検討・交渉する体制等、ユニチカが本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するためにとる措置について、ユニチカから説明を受けております。第三者委員会は、かかる経緯のもと、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、本株式交換の手続きは適法かつ公正妥当なものとして認められる旨、及び、本株式交換を行うことが、寺田紡績の少数株主にとって不利益であるとの事情は認められない旨の意見書を、平成 24 年 2 月 3 日付で、寺田紡績の取締役会に対して提出しております。第三者委員会の意見の概要については、下記 7. をご参照下さい。

## 2. 株式交換の要旨

### (1) 株式交換の日程

株式交換決議取締役会（両社）	平成 24 年 2 月 6 日（月）
株式交換契約締結（両社）	平成 24 年 2 月 6 日（月）
臨時株主総会基準日公告（寺田紡績）	平成 24 年 2 月 7 日（火）（予定）
臨時株主総会基準日（寺田紡績）	平成 24 年 2 月 22 日（水）（予定）
株式交換承認臨時株主総会（寺田紡績）	平成 24 年 3 月 29 日（木）（予定）
最終売買日（寺田紡績）	平成 24 年 4 月 24 日（火）（予定）
上場廃止日（寺田紡績）	平成 24 年 4 月 25 日（水）（予定）
株式交換の日（効力発生日）	平成 24 年 5 月 1 日（火）（予定）

（注1） 本株式交換は、ユニチカにおいては、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、簡易株式交換の手続きにより、株主総会の承認を得ることなく行う予定です。

（注2） 本株式交換の効力発生日は両社の合意により変更される場合があります。

### (2) 株式交換の方式

ユニチカを完全親会社、寺田紡績を完全子会社とする株式交換になります。本株式交換は、ユニチカについては会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を得ずに、寺田紡績については平成 24 年 3 月 29 日開催予定の臨時株主総会において承認を受けた上で、平成 24 年 5 月 1 日を効力発生日とする予定です。

(3) 株式交換に係る割当ての内容

会社名	ユニチカ株式会社 (株式交換完全親会社)	寺田紡績株式会社 (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当ての内容	1	1.46
株式交換により発行する新株式数	<p>ユニチカは本株式交換に際し、普通株式：4,963,937株を割当て交付する予定ですが、交付する株式は、ユニチカが保有する自己株式(平成23年12月31日現在569,333株)を充当する予定であり、自己株式の充当で不足する株式については、新たに普通株式を発行する予定です。なお、寺田紡績は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本株式交換の効力発生日直前(以下、「基準時」といいます。)において有する全ての自己株式(平成23年12月31日現在14,210株)(本株式交換に関する会社法第785条に基づく同社株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。)を基準時まで消却する予定です。</p> <p>本株式交換により割当て交付する株式数については、寺田紡績による自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。</p>	

(注1) 株式の割当比率

寺田紡績の普通株式1株に対して、ユニチカの普通株式1.46株を割当て交付します。ただし、ユニチカが保有する寺田紡績の普通株式9,585,833株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

(注2) 単元未満株式の取扱い

本株式交換にともない、ユニチカの単元未満株式(1,000株未満の株式)を所有することとなる株主の皆様におかれましては、株式数に応じて本株式交換の効力発生日以降の日を基準日とする配当金を受領する権利をお持ちになりますが、取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。ユニチカの単元未満株式を所有することとなる株主の皆様におかれましては、ユニチカ株式に関する以下の制度をご利用いただく事ができます。なお、お取扱い開始時期等の詳細につきましては、寺田紡績の臨時株主総会で本株式交換が承認された後、寺田紡績の株主の皆様へ通知いたします。

単元未満株式の買増制度(1,000株への買増し)

株主が所有することとなるユニチカの単元未満株式とあわせて1単元となるようユニチカ株式を買増することができる制度です。

単元未満株式の買取制度(1,000株未満株式の売却)

市場で売却することができない1単元に満たない数のユニチカ株式をユニチカが株主より買取する制度です。

(注3) 1株に満たない端数の取り扱い

本株式交換に伴い、ユニチカの1株に満たない端数の交付を受けることとなる寺田紡績の株主については、会社法第234条の規定に従い、1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いする予定です。

(4) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

算定の基礎

本株式交換の株式交換比率の公正性・妥当性を確保するために、ユニチカは株式会社エイ・ジー・エス・コンサルティング(以下「エイ・ジー・エス」といいます。)を、寺田紡績は株式会社yenbridge(以下「yenbridge」といいます。)を、株式交換比率の算定に関するそれぞれの第三者算定機関として選定いたしました。

エイ・ジー・エスは、ユニチカが東京証券取引所市場第一部及び大阪証券取引所市場第一部に上場していること、及び寺田紡績が大阪証券取引所市場第二部に上場していることから、客観的な評価

基準として両社の市場株価が存在するため、市場株価法を採用して株式交換比率の算定を行いました。具体的には、市場株価法による市場株価の計算期間として、平成 24 年 1 月 31 日を評価基準日とし、基準日までの直近 1 ヶ月間、直近 3 ヶ月間、直近 6 ヶ月間の平均株価を用いて算定いたしました。

さらに、寺田紡績については、多面的な側面から評価を行うため、ディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF 法」といいます。）を採用して株式価値を算定し、株式交換比率の算定を行いました。

なお、ユニチカの 1 株当たり株式価値を 1 とした場合の各算定手法の株式交換比率の算定レンジは以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率のレンジ
市場株価法	1.36 ~ 1.55
DCF 法	1.36 ~ 1.80

エイ・ジー・エスは、株式交換比率の算定に際して、寺田紡績から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、寺田紡績の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。寺田紡績の財務予測に関する情報については寺田紡績の経営陣により現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。エイ・ジー・エスの株式交換比率の算定は、平成 24 年 1 月 31 日現在までの情報と経済条件を反映したものであります。

yenbridge は、ユニチカが東京証券取引所市場第一部及び大阪証券取引所市場第一部に上場しており、客観的な評価基準として市場株価が存在していることから、市場株価法を採用して株式交換比率の算定を実施しました。具体的には、平成 24 年 1 月 31 日を評価基準日として、基準日の終値、過去 1 ヶ月間、過去 3 ヶ月間、過去 6 ヶ月間の各取引日の終値の平均値を採用いたしました。寺田紡績についても、大阪証券取引所市場第二部に上場しており客観的な評価基準として市場株価が存在していることから、平成 24 年 1 月 31 日を評価基準日として、基準日の終値、過去 1 ヶ月間、過去 3 ヶ月間、過去 6 ヶ月間の各取引日の終値の平均値を採用いたしました。

また、寺田紡績については、比較可能な類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから、類似会社比較法を採用し、将来の事業活動を株価に反映するために DCF 法を採用して株式価値を算定し、株式交換比率の算定を行いました。

なお、ユニチカの 1 株当たり株式価値を 1 とした場合の各手法によって算定した本件株式交換の株式交換比率の算定結果は以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	1.35 ~ 1.50
類似会社比較法	0.67 ~ 1.70

DCF 法	1.39 ~ 2.23
-------	-------------

yenbridge は、株式交換比率の算定に際して、寺田紡績から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、寺田紡績の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。寺田紡績の財務予測に関する情報については寺田紡績の経営陣により現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。yenbridge の株式交換比率の算定は、平成 24 年 1 月 31 日現在までの情報と経済条件を反映したものであります。

なお、DCF 法による算定の基礎として、寺田紡績がエイ・ジー・エス及び yenbridge に提供した利益計画において、大幅な増益が見込まれている事業年度があります。これは、売上高増加及びコストの削減等により、業績向上が期待できると考えたためです。

#### 算定の経緯

両社は、それぞれ上記の第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を慎重に検討し、両社の財務状況、財務予測、両社を取り巻く事業環境、市場株価の動向等を総合的に勘案し、協議・交渉を重ねました。その結果、それぞれ上記 2.(3)の株式交換比率は妥当であり、両社の株主の利益に資するものであると判断し、平成 24 年 2 月 6 日に開催された両社の取締役会において本株式交換における株式交換比率を決定し、株式交換契約を締結いたしました。

なお、上記の第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

#### 算定機関との関係

エイ・ジー・エス及び yenbridge はいずれも、ユニチカ及び寺田紡績の関連当事者には該当いたしません。

#### (5) 株式交換完全子会社の株予約権及び株予約権付社債に関する取扱い

寺田紡績は株予約権及び株予約権付社債を発行しておりません。

### 3. 株式交換当事会社の概要

(平成 23 年 9 月 30 日現在)

(1) 商号	ユニチカ株式会社 (完全親会社)	寺田紡績株式会社 (完全子会社)
(2) 事業内容	高分子事業（プラスチックフィルム、樹脂・樹脂製品、不織布の製造・販売）機能材事業（ガラス繊維製品、ガラスビーズ、活性炭繊維、アモルファス金属繊維、フェノール系熱硬化性樹脂等の製造・販売）繊維事業（糸・綿・織編物等各種繊維の製造・販売）その他	樹脂製品（コンパウンド、シート、プレス）の加工・販売
(3) 設立年月日	明治 22 年 6 月 19 日	昭和 18 年 12 月 16 日
(4) 本店所在地	兵庫県尼崎市東本町	大阪府貝塚市津田南町 28 番 55 号

	一丁目 50 番地	
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 安江 健治	代表取締役社長 大瀨 二三夫
(6) 資 本 金	26,298 百万円	575 百万円
(7) 発行済株式数	572,960,324 株	13,000,000 株
(8) 純 資 産	32,353 百万円 (連結)	1,238 百万円 (単体)
(9) 総 資 産	279,326 百万円 (連結)	2,036 百万円 (単体)
(10) 決 算 期	3月31日	3月31日
(11) 従 業 員 数	4,748 名 (連結)	58 名 (単体)
(12) 主 要 取 引 先	ユニチカトレーディング(株) キャノン(株) ベンダーサービス(株) E A S A S . A . 日立化成工業(株)	ユニチカ(株) K I S C O (株) プラマテルズ(株) 伊藤忠プラスチック(株)
(13) 大株主及び持株比率	株式会社三菱東京 UFJ 銀行 4.07% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) 3.62% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 3.15% 大同生命保険株式会社 2.20% エチカ従業員持株会 1.83% 那須 功 1.62% バンク オブ ニューヨーク シーエム クライアント アカ ント ジェイ・エル・アイエス・イー・イー 1.51% 日本生命保険相互会社 1.34% チェス マンハッタン バンク ジェイ・エス クライアント アカウント エイコ 1.29% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 4) 1.14%	ユニチカ株式会社 73.73% 法師人 広行 1.14% 石原 昌 1.13% 山忠綿業株式会社 1.07% 大江 義雄 1.00% エチカトレーディング株式会社 0.92% 筒井 芳樹 0.73% 長田 登 0.69% 宝天大同 0.66% 給田 英二 0.61%
(14) 主 要 取 引 銀 行	(株)三菱東京UFJ銀行 (株)みずほコーポレート銀行 三菱UFJ信託銀行(株) (株)あおぞら銀行 農林中央金庫 住友信託銀行(株)	(株)三井住友銀行 (株)三菱東京UFJ銀行 日本政策金融公庫
(15) 当事会社間の関係等	資 本 関 係	ユニチカは寺田紡績の総株主の議決権の77.1%(間接保有割合3.1%を含む)を保有しております。
	人 的 関 係	ユニチカの取締役1名が寺田紡績の取締役を兼任しております。ユニチカの従業員2名が寺田紡績の取締役に就任しております。ユニチカの従業員2名が寺田紡績の監査役に就任しております。
	取 引 関 係	寺田紡績はユニチカから原材料を仕入れており、ユニチカに製品を販売しております。
	関連当事者への該当状況	寺田紡績はユニチカの連結子会社であり、関連当事者に該当します。



## (16) 最近3年間の業績

(単位：百万円)

決算期	ユニチカ株式会社（完全親会社） （連結）			寺田紡績株式会社（完全子会社） （単体）		
	21年3月期	22年3月期	23年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期
売上高	209,584	182,239	180,706	2,935	2,672	2,851
営業利益	7,766	8,543	10,513	8	43	77
経常利益	3,337	4,476	6,119	6	40	81
当期純利益	13,983	3,036	2,444	1	16	49
1株当たり当期純利益（円）	29.41	6.39	5.14	0.12	1.30	3.80
1株当たり配当金（円）	-	-	-	-	-	-
1株当たり純資産（円）	33.88	41.70	46.98	88.92	90.23	94.04

決算期	ユニチカ株式会社（完全親会社） （単体）		
	21年3月期	22年3月期	23年3月期
売上高	93,163	90,887	102,663
営業利益	6,834	7,979	9,863
経常利益	3,448	4,471	6,362
当期純利益	19,157	2,936	3,570
1株当たり当期純利益（円）	40.28	6.18	7.51
1株当たり配当金（円）	-	-	-
1株当たり純資産（円）	39.53	45.70	54.07

## 4. 株式交換後の完全親会社の状況

(1) 商号	ユニチカ株式会社
(2) 事業内容	高分子事業（プラスチックフィルム、樹脂・樹脂製品、不織布の製造・

	販売) 機能材事業(ガラス繊維製品、ガラスビーズ、活性炭繊維、アモルファス金属繊維、フェノール系熱硬化性樹脂等の製造・販売)、繊維事業(糸・綿・織編物等各種繊維の製造・販売)、その他
(3) 本店所在地	兵庫県尼崎市東本町一丁目 50 番地
(4) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 安江 健治
(5) 資本金	26,298 百万円
(6) 総資産(連結)	現時点では確定していません
(7) 純資産(連結)	現時点では確定していません
(8) 決算期	3月31日

## 5. 会計処理の概要

本株式交換は、共通支配下の取引等のうち、少数株主との取引に該当する見込みです。また、本株式交換により発生するのれん代に関しては現時点では未定です。

## 6. 今後の見通し

本株式交換の効力発生日は平成 24 年 5 月 1 日であることから、本株式交換によるユニチカの平成 24 年 3 月期決算に与える業績への影響は連結、単体ともありません。同様に、本株式交換による寺田紡績の平成 24 年 3 月期に与える業績(単体)への影響はありません。本株式交換によるユニチカの平成 25 年 3 月期決算に与える業績への影響は連結、単体とも確定次第速やかに開示させていただく予定です。

## 7. 支配株主との取引等に関する事項

本株式交換は、寺田紡績にとって、支配株主との取引等に該当します。

寺田紡績が、平成 23 年 7 月 8 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。

「親会社との取引を含め重要な取引事項については、上場企業としてのコーポレート・ガバナンスと内部統制の下で、取締役会等で十分に審議したうえで経営判断がなされており、親会社の意向によらず、当社独自の意思決定を下しております。また、少数株主の利益を害することのないよう取引を行うことを指針とし、これを遵守しております。」

この点、寺田紡績は、親会社であるユニチカ及びそのグループ企業から自由な事業活動を阻害されるような状況になく、一定の独立性が確保されていると認識しています。また、寺田紡績は、ユニチカ及びそのグループ企業との取引については、他の企業との取引と同様の基準に基づいて行っており、資本関係による制約を受けることはございません。

寺田紡績は、本株式交換においても同様に、ユニチカからの経営の独立性の確保に努めており、さらに、上記 1.(4)及び(5)に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じた上で、本株式交換における株式交換比率の決定を行い、また本株式交換を行う予定です。従いまして、本株式交換は、上記の寺田紡績のコーポレート・ガバナンス報告書の記載内容に適合していると考えております。

また、上記 1.(5)に記載のとおり、寺田紡績の取締役会は、本株式交換が寺田紡績の少数株主にとって不利益な条件のもとで行われることを防止するため、第三者委員会を設置しております。寺田紡績の取締役会は、本株式交換を検討するにあたって、第三者委員会に対し、  
 . 本株式交換に関する寺田紡績の手続きが適正かつ公正なものといえるか、  
 . 本株式交換における株式交換比率が公正かつ妥当なものといえるか、  
 . 本株式交換についての決議を寺田紡績の取締役会において行うことが適法かつ公正妥当なものといえるか、  
 . 本株式交換に際して寺田紡績の株主に対する利益保護が必要かつ十分に行われているといえるか、  
 等を諮問しました。その結果、平成 24 年 2 月 3 日付で、第三者委員会より、  
 . については、第三者算定機関からの株式交換比率算定書の取得や独立した法務アドバイザーからの法的助言の取得、並びに利益相反回避措置の実施などによって、親会社であるユニチカからの不当な影響によって発生しうる手続きの恣意性

の問題を排除していることから、本株式交換の手続きは適法かつ公正なものと認められること、  
 .については、公正性・妥当性に問題の無い第三者算定機関の算定結果をもとに、公正かつ妥当な範囲内で株式交換比率の交渉及び決定を行っていることから、本株式交換における株式交換比率は公正かつ妥当なものと認められること、  
 .については、本株式交換が中長期的な寺田紡績の企業価値の向上に資するものであり、公正な手続きを通じて株主利益への配慮がなされていること、公正かつ妥当な株式交換比率の範囲内で行われるものであることなどから、本株式交換についての決議を寺田紡績の取締役会において行うことが適法かつ公正妥当なものと認められること、  
 .については、本株式交換はその背景及び目的において合理的であって、寺田紡績少数株主の利益を不当に害するものではなく、ユニチカからの不当な影響によって発生しうる手続きの恣意性の問題を排除し、公正かつ妥当な株式交換比率の範囲内で行われるものであることから、本株式交換に際して寺田紡績の株主に対する利益保護が必要かつ十分に行われていると認められること、よって、本株式交換を行うことが、寺田紡績の少数株主にとって不利益であるとの事情は認められない旨の意見書を入手しております。

以 上

(参考) 当期業績予想 (平成 23 年 5 月 10 日公表分) 及び前期実績

ユニチカ (連結)

単位: 百万円

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
当期業績予想 (平成 24 年 3 月)	178,500	12,500	8,000	3,500
前期実績 (平成 23 年 3 月)	180,706	10,513	6,119	2,444

寺田紡績 (単体)

単位: 百万円

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
当期業績予想 (平成 24 年 3 月)	2,500	100	100	60
前期実績 (平成 23 年 3 月)	2,851	77	81	49